

松江市再生可能エネルギー発電事業の適正な設置及び管理に関する条例（仮称）案の骨子に対するパブリックコメントの結果および意見に対する市の考え方について

◆意見募集期間：令和6年11月26日（火）から令和6年12月25日（水）まで

◆意見提出者数：35人（うち地元説明会での意見提出7人）

◆意見等項目数：184件（うち地元説明会での意見提出12件）

No.	項目	いただいたご意見	回答
1	1 目的	松江市民の生命と財産を守ることを目的に入れる。	いただいたご意見を参考に、条例案において文言の追加を検討いたします。
2	1 目的	「市民の生活環境の保全と質の向上」を加えてください。 エネルギー事業は市民の生活の質をよりよくするために行われるものです。歴史文化、景観、自然環境が保全されたところで、市民が安心して暮らしていなければ意味がありません。市民の生活を守るための条例と分かるようにしてください。	いただいたご意見を参考に、条例案において文言の追加を検討いたします。
3	1 目的	松江市では、「環境主都まつえ」を標榜されていますが、条例案にはカーボンニュートラルなどという言葉もなく、「環境主都」を目指す意欲が見えません。 「環境主都」を強調すべきではないかと考えます。	いただいたご意見を参考に、条例案において文言の追加を検討いたします。
4	1 目的 2 基本理念	目的と基本理念の項目を条例の制定理由及び目的に変更する。 理由、、、基本理念の項目は、当たり前の内容でしかない。これが、理念と呼ぶのか？ 周辺地域住民の命と健康を保障し、宍道湖の水質等周辺地域に影響を及ぼさない自然環境及び生活環境を保全し、市民の安全安心及び地域社会の発展に寄与するための、条例制定とする。	いただいたご意見を参考に、条例案において文言の追加を検討いたします。
5	1 目的 2 基本理念	「市民の安全・安心、財産を守る」旨を加える。 〈理由〉市民の安全・安心と財産を守ることは、市政の1丁目1番地である。 また、太陽光発電、風力発電は、発電の一方では暴風雨や地震等による災害、事故や火災などの危険もあることから、まずは、市民の安全・安心、財産を守ることを明記するべきである。 また、水辺に関しては、景観のみならず「水質保全」も加えるべきである。	いただいたご意見を参考に、条例案において文言の追加を検討いたします。
6	1 目的 2 基本理念	市民の生命・財産を守るという一番大切なことが書かれていない。 問題だらけの再エネ施設建設地にこのような大切な場所を活用すべきではない。1.目的には、このような場所を保全すると書かれているではないか。目的と理念が不一致である。	いただいたご意見を参考に、条例案において文言の追加を検討いたします。
7	2 基本理念	共通の財産を守ることは当然ですが、松江市民の安心と安全を守ることが最重要。市長は子どもや市民の命を脅かす再エネはしないと宣言された。	いただいたご意見を参考に、条例案において文言の追加を検討いたします。
8	2 基本理念	「共通の財産を将来にわたり保全すること」を理念としてください。 活用ということばは不適切です。活用されていない土地を安易に活用しようとするということを連想させます。日本人には鎮守の森という感覚が自然に身についています。自然に対する敬虔な気持ち、その感覚も守るべき文化です。	いただいたご意見を参考に、条例案において文言の追加を検討いたします。 なお、「活用」という言葉は、景観や自然環境等は市民のために活用されなければならないという意味で使っております。
9	3 定義④、⑥	定義の中、事業区域の定義が不明確。地域住民等の範囲が狭い。「事業によって影響を受けることが想定される地域に居住する者」とするべき。	地域住民等の定義は、その範囲を明確化するために設けたものであり、資源エネルギー庁が策定した『説明会及び事前周知措置実施ガイドライン』において、再生可能エネルギー発電事業を実施する場所の敷地境界線からの水平距離が、高圧電源又は特別高圧電源においては300mの範囲内に居住する者に対して説明することとなっていることから、その考え方を準用したものです。
10	3 定義⑤、⑥	⑤で「土地所有者等…事業区域の土地所有者等、占有者、管理者」とされ、非常に限定されています。事業区域は④で「事業の用に供する土地の区域」とされていますから、⑥では地域住民等として、例えばアでは「事業区域に隣接する土地所有者等」となっており、⑤の定義と整合が取れません。整合を取るためには、⑤の「事業区域」を削除するとか、どこかに「等」を挿入すればいいのでしょうか。 また、同じく⑥では、イ「事業区域の土地境界から水平距離300m以内の土地所有者等、ウ「事業区域の自治会の代表者、自治会の区域に居住する者」が地域住民等として掲げられています。その他市長が必要と認める者がエで、ア、イ、ウ、エを合わせた者が地域住民等と理解してよろしいでしょうか。 次の項11から13まで多少整理が必要かと思えます。	いただいたご意見を参考に、条例案においてよりわかりやすい表現となるよう検討いたします。 地域住民等についてはご意見いただいたとおりです。
11	3 定義⑥	下記の追加を要求します。 ・事業区域において土砂災害その他自然災害が発生した場合に、その影響を受けるおそれがある者として市長が認める者 ・発電事業の実施により生活環境に影響を受けるおそれがある者として市長が認める者 ・発電事業の実施により影響を受けるおそれがある観光業、農林水産業、漁業その他の事業を営む者	「3 定義6」に明記している以外の者については、『エ その他市長が必要と認める者』として対象の事業内容により個別に判断するものと考えています。
12	3 定義⑥	地域住民等に、「自治会の区域の事業者」を加える。 〈理由〉区域内に工場、事務所等を有する事業者についても関係する事柄である。	いただいたご意見を参考に、条例案において文言の追加を検討いたします。
13	3 定義⑥-イ	地域住民とは、メガソーラーから300m以内に住んでいる人になっています。100メートル競走の3倍しかないと言うことです。地域住民とは松江市住民です。	資源エネルギー庁が策定した『説明会及び事前周知措置実施ガイドライン』において、再生可能エネルギー発電事業を実施する場所の敷地境界線からの水平距離が、高圧電源又は特別高圧電源においては300mの範囲内に居住する者に対して説明することとなっていることから、その考え方を準用したものです。
14	3 定義⑥-イ	定義の「地域住民等の範囲が水平距離300メートルとされているが、メガソーラーは10キロワット以上無限大までとされているので、300メートル以内を出力比例に書き換えるべきです。	いただいたご意見を参考に、条例案において文言の追加を検討いたします。
15	3 定義⑥-イ	イの範囲だが再エネ特措法ガイドラインでは300m範囲内の建築物の所有者とされているが、本条例案では「土地所有者等」で合っているか？土地所有者とすると登記確認が必要となる。またなぜ「等」なのか？	本条例案の骨子では「土地所有者等」としております。 土地によっては土地を所有している者以外にも、土地所有者と建物所有者が異なる場合も想定されるため、土地所有者以外も含んでおります。
16	3 定義⑥-イ	事業地域から300m以内の土地所有者等は3キロとしていただきたい。	資源エネルギー庁が策定した『説明会及び事前周知措置実施ガイドライン』において、再生可能エネルギー発電事業を実施する場所の敷地境界線からの水平距離が、高圧電源又は特別高圧電源においては300mの範囲内に居住する者に対して説明することとなっていることから、その考え方を準用したものです。
17	3 定義⑥-イ	地域住民等はイで、事業区域の境界から300mとあるがかなり狭い	資源エネルギー庁が策定した『説明会及び事前周知措置実施ガイドライン』において、再生可能エネルギー発電事業を実施する場所の敷地境界線からの水平距離が、高圧電源又は特別高圧電源においては300mの範囲内に居住する者に対して説明することとなっていることから、その考え方を準用したものです。

No.	項目	いただいたご意見	回答
18	3 定義⑥-イ,ウ	イの地域住民の設定が事業区域からの距離が300mとなっているが、宍道湖にも影響する懸念があるのになぜ、300mというあり得ない距離を設定したのか。また土地所有者等となっているが、等には何が入るのか。 ウの自治会の代表者、自治会の区域に居住する者とあるが、自治会とは何を指すのか。	資源エネルギー庁が策定した『説明会及び事前周知措置実施ガイドライン』において、再生可能エネルギー発電事業を実施する場所の敷地境界線からの水平距離が、高圧電源又は特別高圧電源においては300mの範囲内に居住する者に対して説明することとなっていることから、その考え方を準用したものです。 「土地所有者等」については、項目「3 定義⑤」にありますとおり、事業区域の土地所有者、占有者、管理者となりますので、3者をまとめて「土地所有者等」と記載しております。 自治会は、地方自治法第260条の2第1項により、町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体を指しています。
19	3 定義⑥-ウ	ウで「事業区域の自治会」とされているが、「事業区域を内包する」、「事業区域に一部がかかると」、「事業区域に接する」などの例が考えられる。どのように規定するのか？	対象とする事業区域の自治会は、事業区域を内包する場合または事業区域の一部にかかる場合を想定しています。なお、詳細な取扱いについては、条例施行時に手引きの公開を検討しておりますので、そちらで記載したいと考えております。
20	3 定義⑥-エ	エの市長が必要と認めるものには、地域外の所謂「反対派」が含まれることはあるのか？	事業区域と密接な関係がある場合は、含まれる可能性があると考えております。
21	3 定義⑥-エ	エその他市長が必要と認める者には、定義⑥-アイウに当たらないが、影響や関連があると申出るその他の地域住民や、その住民の署名等で意志表示をする住民等を含めると明記するか、市長に訴える窓口開設を明記すべきである。	ご意見として承ります。 なお、現在も所管課が窓口としてご意見を承っておりますが、条例施行後も、所管する課を窓口としてご意見は承ります。
22	4 適用範囲②	国または公共団体が設置する発電事業が適用外になっているが、被害を被る住民にとって公私の別はない。	国または公共団体が設置する発電事業においても、本条例が施行された以後については、本条例に即して事業を行うこととしています。
23	5 市の責務	開発行為の一体性について縦横的、総合的に査定し判断し公表する。事業者の変更や設置場所の分散等により事業単位の分割を行うことで、一体の開発行為に該当するか否かの判断を困難にさせる事例が見られることから市が責任を持って判断し公表するようにしてください。	発電事業の許可については、開発協議との整合性も含めて判断いたします。既存設備や許可済みの事業の隣接地に新規設置する場合など、既存設備等と一体のものとして認められる場合は、総合的に判断することとなります。公表については、頂いたご意見を参考に検討いたします。
24	6 事業者の責務	事業者の適格性を問う文言を加える必要があると思います。 設置及び管理を申請する事業者は、開発申請者、施工業者の施工能力（施工計画、事業実施体制、施工実績、資金計画等）、事業の維持管理能力について市および松江市民に公表しなければならない。またその内容について、問い合わせまた不備や不足を指摘された際には速やかに対処し公表しなければならない。	規則において、事前協議時の提出資料として「事業者が事業計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書類」を求めることを検討しています。 内容について問い合わせ等があった場合は、事業者において速やかに対処すること地域住民等との良好な関係の保持に努めるよう求めます。 公表については頂いたご意見を参考に検討いたします。
25	6 事業者の責務	再生電力会社として、安全で安定した運営を10年続けている。 使用する発電に関する全ての機器、材料など生産終了間際のものを使わない。 災害時に使用できる発電機は避難場所へ送電できる仕組みを作ってください。 安全で安定した電力を得るものであっても物理的に発電する基地が真横にあるのは精神に負担となります。物質である限り劣化していきますので、耐用年数などじっくり吟味していただきたいと思っています。	ご意見として承ります。 なお、事前協議時及び許可時において、発電事業者が安定した発電事業を行える事業者であるかどうかについて、提出された資料等をもとに判断いたします。
26	6 事業者の責務	地域住民と合意を得たうえで事業建設を開始すること。	地域住民等と良好な関係の保持に努めることとしておりますので、出来る限り地域住民等の了解を得たうえで事業を進めていただく必要があると考えております。
27	6 事業者の責務①	①について、概括的な表現であり、これを前文として、「要望書」及び他の行政機関の定めに基づいて個別に遵守事項を明記いただきたい。 また、「配慮すること」、「努めること」は努力目標であり、義務・責務であるとの表記をしていただきたい。	ご意見として承ります。
28	6 事業者の責務②、③	項目6事業者の責務①により、災害を未然に防止し、生活環境に十分配慮すること、地域住民等との良好な関係の保持に努めることとあるが、これは客観的に見て地域住民の生活環境や災害発生時の不安が無い事が前提である。対象地域からこれらについて少しでも不安の声が上がり、住民説明会を繰り返してもその不安が払拭されないような事業については、実施されるべきではない。この点を看過し事業推進するような事業者には松江市として指導対応しなければならない。そのうえで事業を許可した場合、松江市の責任の所在を明確にしておく必要がある。 例えば、添付の地域（画像）のように、学校・保育施設・高齢者施設等が含まれる住宅密接地で事業を行いたい申請等があった場合、調整池の設置場所やその周辺土壌の脆弱性を十分に調査し行政指導を行う必要がある。そのうえで、災害が起きた場合の松江市の責任の所在を明確にしておく必要がある。 仮に添付の地域で既にある池の側に調整池を作った場合、過去に起きた松江市水没を超える雨量の集中豪雨をはたして耐久出来るであろうか。間近にある保育施設の園児の命を補償金で償えるものではない事を肝に銘じて条例策定にあたるべきである。この意見書にある通り、事前に危険がある事を危惧しているにもかかわらず、松江市がその危惧を看過し、このような場所での事業推進を放置するようなことはあってはならない。	提出された事業計画の内容を確認し、関係法令や他のガイドラインを参照しながら、不適切な設置方法・造成等が行われる場合は、是正するよう助言、指導を行います。
29	6 事業者の責務④、⑤	廃棄等費用に関する保証金の金融機関への預入・質権設定と損害賠償責任保険への加入を義務づけているべきです。（事業者がPPAを第三者と締結する場合、その契約内容の開示も義務づけるべきです。（契約終了時の事業の譲渡等））	資源エネルギー庁が策定した『事業計画策定ガイドライン』において、廃棄等の費用については積立て、第三者賠償保険等については加入が努力義務とされていますので、その考え方を準用したものです。
30	6 事業者の責務④	事業者の責務に下記の費用を確保するとあるが、譲渡・倒産した場合が書かれていない。また、遵守しない場合の罰則などもない。	事業を譲渡する場合は、地位の承継において、譲渡した後の新事業者においても本条例を遵守しなければなりません。また、発電事業の運営状況については毎年度市へ報告を行うこととしておりますので、その中で事業の状況を確認していきたくと考えております。 本条例案の骨子では罰則を設けておりませんが、本条例を遵守しない場合は、助言及び指導、または勧告を行い、勧告に従わない場合は公表することとしています。
31	6 事業者の責務④	事業所は発電施設破棄費用等を建設前に預託金として松江市へ納めることとする。	資源エネルギー庁が策定した『事業計画策定ガイドライン』において、廃棄等の費用については積立てとしており、その考え方を準用しております。
32	6 事業者の責務④	ア～エについては例えば△△%のように何か基準となる数値指針があるか？	他の地域等を参考に適切な水準を検討しておりますが、現時点では数値指針を設ける予定はありません。
33	6 事業者の責務④	費用の確保状況については市が定期的に把握すべきである	「20 定期報告」にありますとおり、発電設備の撤去のための費用の積立て状況を毎年度報告することとしています。

No.	項目	いただいたご意見	回答
34	7 市民の責務	市民の責務について、市民の責務が定められる根拠が理解できない。施策に反対の市民もいるのが当然である。憲法第19条に定める内心の自由に抵触しないか。	事業者が説明会を開催する際に、円滑に開催できるよう協力していただくことを想定しております。協力であり、強制するものではありませんので内心の自由を制限するものではありませんが、頂いたご意見を参考に検討いたします。
35	7 市民の責務	市民にこのような責務は必要がない。なぜこのようなことを条例に入れるのか理解できない。	事業者が説明会を開催する際に、円滑に開催できるよう協力していただくことを想定しておりますが、頂いたご意見を参考に検討いたします。
36	7 市民の責務	市民が協力する必要は全く理解できません。ごみのリサイクルや節水とは違います。太陽光発電事業と風力発電事業の何に協力するのか、市民に協力を求めるという発想が理解できません。	事業者が説明会を開催する際に、円滑に開催できるよう協力していただくことを想定しておりますが、頂いたご意見を参考に検討いたします。
37	7 市民の責務	条例7の市民の責務が、なぜ必要か説明願います。一説には、「ソーラーを作ってください条例」と揶揄されているようですし、全くその通りで、市民の健康、安全は明日の方に行っていますよそこに、なぜ、市民の責務を負わせなければならないか、説明が必要です。	事業者が説明会を開催する際に、円滑に開催できるよう協力していただくことを想定しておりますが、頂いたご意見を参考に検討いたします。
38	7 市民の責務	市民のための条例であるのになぜ、この項目があるのか。協力するよう努めると書かれていると波風を立てたくない市民としては反対の意思を表明することもできなくなる。住民の反対運動を抑えることが目的か。	事業者が説明会を開催する際に、円滑に開催できるよう協力していただくことを想定しております。なお、協力であり、強制するものではありませんし、反対運動を抑えるものではありませんが、頂いたご意見を参考に検討いたします。
39	7 市民の責務	市民の責務があって、許可を出す市長や市の責務が明記されていないのは如何なものか。	「5 市の責務」にありますとおり、市の責務を明記しております。
40	7 市民の責務	市民の責務を条例化する必要があるのか。市の施策および条例に定める手続きの実施に協力するよう努めるとあるが、市民に責務として課すのか。	事業者が説明会を開催する際に、円滑に開催できるよう協力していただくことを想定しておりますが、頂いたご意見を参考に検討いたします。
41	8 土地所有者等の責務	①、②について「努めること」は、努力目標であり、義務・責務であるとの表記としていただきたい。	ご意見として承ります。
42	8 土地所有者等の責務	そもそもこのような事業は、事故の発生、歴史文化、景観及び自然環境等を損なうものである。なので、事業者を選ぶというより事業自体が問題である。また、土地所有者等の責務で原状回復するとあるが、自然環境等の原状回復は不可である。案文に矛盾がある。	「1 目的」にもありますとおり、歴史文化、景観及び自然環境を著しく損なう事業については許可することができません。また、土地を第三者に貸し付けて事業を行う場合において、発電事業終了後に土地の賃貸借契約が終了する場合には、事業者が地権者に対して原状回復に努めることが一般的であることから、原状回復状況を確認するよう努めることとして本条例案の骨子に含んでおります。
43	8 土地所有者等の責務 -①	事業区域を使用させないよう努めるのではなく、努めなければならない。	いただいたご意見を参考に検討いたします。
44	8 土地所有者等の責務 -①	土地所有者が第三者に当該土地を貸し付けることがありうるのか	土地所有者が第三者である事業者へ土地を貸し付け、事業者が借り受けた土地で太陽光発電を実施する場合等、有り得るものだと考えております。
45	8 土地所有者等の責務 -②	原状回復は義務とする。	土地を第三者に貸し付けて事業を行っており、事業終了後に土地の賃貸借契約が終了する場合には、事業者が原状回復に努めることが一般的であることから、原状回復状況を確認するよう努めることとしております。
46	9 禁止区域	全国の市町村条例290条例のうち、対象地域に関しては、禁止区域にあわせて抑制区域を設定するものが48条例あります。松江市特有の優れた財産を保全するためにも、それらの条例と横にらみ比較し、抑制区域を設定すべきです。	本条例の骨子案において、禁止区域以外での事業については一律許可制としており、事業の内容によって許可または不許可とすることから、抑制区域を設定するより厳しい内容になっていると考えています。なお、寺社仏閣、学校、保育施設等の周辺地域に対して配慮すべき区域等の設定について検討致します。
47	9 禁止区域	禁止区域に住宅地や子どもや高齢者等の施設が含まれていないのはなぜか。再エネを推進する前に、市民の生命・財産・生活を守ることが行政としての責務だと思う。同項②で市長が禁止区域を変更・解除ができるということも市長に権力が集中している。市民の意見や二元代表制なので議会を入れるべきである。	市民の生命・財産・生活を守ることは重要なことであることから、災害を特に防止する必要がある区域および財産・生活を特に保護する必要がある区域は、禁止区域として設定し、発電事業を実施しないよう事業者に求めることとしています。例として挙げられた区域を禁止区域とすることは、土地所有者や事業者の財産権の侵害につながる可能性があることから慎重に検討する必要があると考えています。後半の禁止区域の変更・解除につきましては、頂いたご意見を参考に検討いたします。
48	9 禁止区域-①	下記の追加を要求します。 ・特に景観を保全することが必要な区域として市長が別に定める区域 ・土砂災害のおそれがある区域として市長が規則で定める区域	禁止区域において特に景観を保全することが必要な区域として「景観計画重点区域」、土砂災害のおそれがある区域として「土砂災害特別警戒区域」を設定しております。
49	9 禁止区域-①	条例案の禁止区域の中に、「漁業権水域に直接影響を与える水域」を加えて頂くことは可能でしょうか。もし、漁場の近くにメガソーラー発電所の計画ができる場合には懸念があります。	いただいたご意見を参考に検討します。
50	9 禁止区域-①	禁止区域が農地法とか文化財保護法とか云々書かれていますが当のメガソーラー計画の松江カントリー跡地の近くにはそれに当たる物はなく最も大事な住宅地や保育園、学校等の施設だと思えますがそのようなところは禁止区域にはなっていません。	例として挙げられた施設を禁止区域とすることは、土地所有者や事業者の財産権の侵害につながる可能性があることから慎重に検討する必要があると考えておりますが、いただいたご意見を参考に、学校や保育施設等の周辺地域に対して配慮すべき区域等の設定について検討致します。
51	9 禁止区域-①	禁止区域として、一般の者には分かりにくい言葉で書かれている。具体的にかいてほしい。一般市民が見て、一目瞭然の内容が欲しい。さらに、禁止区域として、平らに言えば、次の点を入れて欲しい。 ①保育園、学校、福祉施設等、、、集団生活、避難困難、未来ある子供たち ②穴道湖の周囲5キロ、、、水質保全。穴道湖7珍はどこに行ったか？来待大野原から来待川を経て、穴道湖に流れ出る。 ③松江、玉造等の温泉の水質が守られないことが想定される地域、、、温泉が温泉で無くなることの意味。 ④神社仏閣の周辺、、、比津のお宮さんも、謂れがあるようだが、熊野に計画されているソーラー施設は、観光都市と言われる松江にふさわしくない。お参りして、出たら、前はメガソーラーとは、幻滅。 ⑤防災法等には該当しないが、隣接する地域で、十分に災害が想定される地域、、、比津の場合は、区域外になっているようだが、わずかな雨で、水没する地域。松江市民であれば、誰もが知っている。みしまや春日店近くで、川が氾濫するからと堀を高くされたが、今年の大雨でその堀は役割を果たさなかった。いかに、水没するところか！	禁止区域として設定している区域については、他法令で定められた名称に基づいて記載しているため、この名称を変更することができません。例として挙げられた施設を禁止区域とすることは、土地所有者や事業者の財産権の侵害につながる可能性があることから慎重に検討する必要があると考えておりますが、いただいたご意見を参考に、学校や保育施設等の周辺地域に対して配慮すべき区域等の設定について検討致します。

No.	項目	いただいたご意見	回答
52	9 禁止区域-①	先日あった条例案の説明に対し、学校や保育施設の隣接地域は禁止区域とすべきとの意見が多く聞かれましたが、これに対して市の皆さんからの明快な答えはありませんでした。条例は全く案の段階であり、答えが難しいことはよく分かりますが、多くの人の関心事です。●●太陽光発電事業の隣接地と言っている場所にある法吉小学校の扱いを含め、基本的な考え方を示していただきたいと思います。	市民の生命と財産・生活を守ることは重要なことであり、災害を特に防止する必要がある区域および財産・生活を特に保護する必要がある区域は、禁止区域として設定しています。例として挙げられた施設を禁止区域とすることは、土地所有者や事業者の財産権の侵害につながる可能性があることから慎重に検討する必要がありますと考えておりますが、いただいたご意見を参考に、学校や保育施設等の周辺地域に対して配慮すべき区域等の設定について検討致します。
53	9 禁止区域-①	オ 土砂災害警戒特別区域だけでなく土砂災害警戒特別区域と土砂災害警戒区域の周辺を禁止区域とする。理由はソーラーパネルを建設することで太陽が当たらず土壌が死滅し、土砂災害が起きやすくなるから。 ス 島根半島・宍道湖中海ジオパークのジオサイトとその周辺禁止区域とする。 セ ラムサール条約登録湿地とその周辺5kmを禁止区域とする。併せて、環境省が選定した生物多様性保全上重要な里地里山を禁止区域とする。理由は宍道湖・中海周辺の水質汚染や土壌汚染、自然環境の破壊を防ぐため。松江市の水を守るために不可欠です。 禁止区域の追加：子どもや住民の安全と健康被害予防のため以下の場所を禁止区域へ ・保育・小中学校の周辺を禁止区域とする ・高圧送電線の埋設は住宅の周辺や通学路を禁止とする ・住宅密集地の周辺は禁止区域とする。 その他の理由で禁止区域へ ・何度も水害が起きている場所の周辺は禁止区域とする。 ・神社周辺を禁止区域とする。 ・絶滅危惧種や県条例指定種の動植物が生息する場所は禁止区域とする。 ・安全保障上重要な場所を禁止区域とする。	土砂災害特別警戒区域は、区域内における開発行為や建築物等の建築行為が制限されていることから禁止区域としておりますが、土砂災害警戒区域についてはそのような制限はないことから禁止区域としておりません。 ジオパーク及びジオサイトについては、法律等に基づいたものでなく、その範囲についても任意に定められていることから、禁止区域とすることが、土地所有者や事業者の財産権の侵害につながる可能性があることから禁止区域とすることは考えておりません。 ラムサール条約登録湿地周辺5kmを禁止区域とすること、その他の例として挙げられた区域を禁止区域とすることも、土地所有者や事業者の財産権の侵害につながる可能性があることから慎重に検討する必要がありますと考えておりますが、いただいたご意見を参考に、学校や保育施設等の周辺地域に対して配慮すべき区域等の設定について検討致します。
54	9 禁止区域-①	以下2か所をぜひ加えてください ①学校（学校教育法の定める学校：小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園、小学校、中学校、高等学校）、保育園に隣接する地域 ②公民館に隣接する地域 ・学校は幼児、児童生徒の学習・生活の場であり、災害時には地域住民の応急避難場所の役割を果たす場所です。 ・公民館についても 応急避難場所として平時から安全を確保しておくべき大切な場所です。 ・近隣に発電事業所が設置されることで、防災上のリスク要因が加わることは避けるべきです。 ○その他、応急避難場所となりうる施設の近隣に発電事業所の設置は禁止してください。	例として挙げられた施設を禁止区域とすることは、土地所有者や事業者の財産権の侵害につながる可能性があることから慎重に検討する必要がありますと考えておりますが、いただいたご意見を参考に、学校や保育施設等の周辺地域に対して配慮すべき区域等の設定について検討致します。
55	9 禁止区域-①	「学校、幼稚（保育）園、病院、高齢者介護福祉施設」「神社・仏閣」を加える。 〈理由〉本条例は「市民の安全・安心の確保、財産の保護」の観点から、危機管理の条例でもあ る。よって、想定される被害、危険を防止、回避する必要がある、特に、避難弱者である子ども、傷病者、高齢者の安全のためには、これに関係する施設を禁止区域に指定する必要である。 最低でも ○幼稚園・保育園はすべて ○学校は、義務教育の小・中学校と特別支援学校 ○高齢者介護福祉施設では、特別用養護老人ホーム、グループホーム は加える。 神社は、日本の文化・歴史の中で、その土地土地が大切に守り続けてきたもので、保護するに値 する大切な地域住民の財産であることから加えるべきである。 土砂崩れ、飛散等自身、暴風雨による災害、火災などを考慮すれば、最低でも200mの距離は必要 である。	例として挙げられた施設を禁止区域とすることは、土地所有者や事業者の財産権の侵害につながる可能性があることから慎重に検討する必要がありますと考えておりますが、いただいたご意見を参考に、学校や保育施設等の周辺地域に対して配慮すべき区域等の設定について検討致します。
56	9 禁止区域-①	ラムサール条約登録湿地について。 宍道湖中海は松江市民だけのものではありません。宍道湖中海圏の皆が中心となりそこに住ま い訪れる皆が守り伝えるべき大切な国の宝です。この地で利益を得ようとする企業は言うまでも ありません。 生態系の自然価値の維持と両立させたワイズ・ユースで、人類の利益のために湿地を持続的に利 用する為には、宍道湖中海だけでなくそこに流入する河川の水質を管理する必要があります。した がって、再生可能エネルギー発電事業の工事、運営にあたって有害物質が流入しないための慎重 な対策と、事故または災害時に備えて工事に着手する前に補償金を松江市に一定額以上の納入ま たは積立を開始すべきである。 また、対象範囲はラムサール条約登録湿地でなくても、環境省の掲げる「生物多様性保全上重 要な里地里山」選定地である宍道湖中海周辺を網羅するものでなければならない。 併せて、宍道湖中海に流入する大小の河川の上流を含めなければ意味がないものになる。	水域につきましては、影響を与える範囲の特定が困難なことから、禁止区域の設定は難しいと考えております。 補償金につきましては、資源エネルギー庁が策定した『事業計画策定ガイドライン』において、廃棄等の費用については積立で、第三者賠償保険等については加入が努力義務とされていますので、その考え方を準用したものであることから、本条例の骨子案には含んでおりません。
57	9 禁止区域-①	風力発電については住民がいる地域から最低10キロ、太陽光は5キロ以上離れている事。条例制 定以前に施工された再生可能エネルギー発電所についても、禁止区域であれば事業をやめ廃止撤 去をする。	ご意見として頂いた範囲を禁止区域とすることは、土地所有者や事業者の財産権の侵害につながる可能性があることから慎重に検討する必要がありますと考えております。 条例以前に施工された既存事業に対して、事業の廃止・撤去を強制することはできないと考えております。

No.	項目	いただいたご意見	回答
58	9 禁止区域-①	<p>2021/7の熱海市伊豆山土石流の発生プロセスから谷筋上部に盛土された人工地形に通された斜面横断道路とその周辺を起点にした崩落から発生しました。土石流は急傾斜の谷において川底が泥つまりることによって生じやすくなると考えます。今回土石流発生の起点となった谷上部には大量の残土埋設箇所と、流域最上部の尾根上にメガソーラー事業地があり建設工事の際に作られた工事車両用通路が起点となり崩落を招き、工事中の盛土への負荷も今回の崩壊につながる要因のひとつになったと推測します。開発地やその周辺の表層流がどのように谷に流れ込み、泥つまりを招く原因となっていたか、つまり谷底の泥(シルト)の堆積が進んでいた原因を、流域環境全体から見る必要があるのです。</p> <p>脆弱な土地の状態を作り上げ、災害の規模を雪だるま式に膨らませてしまった原因は、土中環境への視点を欠いた土木造作にあります。山や谷の健全性を保つにはどうあるべきか、有機土木の視点を取り戻すことが必要なことでしょう。</p> <p>2024/7、松山城がある山の斜面の土砂崩れでは、山の頂上付近の緊急車両用の道路で、大雨による亀裂が確認されていた。現場の一角は土砂災害警戒区域に指定されていなかった。国土交通省の担当者は「区域外での被害は全国でも発生しており、課題だと認識している」と説明。国や都道府県は指定基準の見直しを検討するべきところである。よって、9-オ土砂災害特別警戒区域のみでは無く、土砂災害警戒区域とその周辺も禁止区域にすべきである。同様に、9-ウ地すべり防止区域とその周辺9-エ急傾斜地崩落危険区域と、その周辺も禁止区域とすべきである。</p> <p>松江城が今までその姿を留めているのは当時培われていた土木工事、今で言う有機土木があったからこそである。</p> <p>松江らしい再生可能エネルギー発電事業にかかる条例の策定に当たっては工事工法の管理についても自然環境の保全と地域住民への安全対策と安心して暮らせる城下町づくりのための対策が必要である。</p>	<p>資源エネルギー庁が策定した『事業計画策定ガイドライン』において、土砂災害防止法上の警戒区域については十分に配慮して土地の選定、開発計画を行うことが求められており、急傾斜地崩落危険区域についてはFIT認定申請時点において当該許可等を既に取得していることが必要とあることから、これらの土地区域内での事業の禁止は明記されていません。</p> <p>この考え方を準用し、本市条例の目的を鑑み、土砂災害特別警戒区域及び地すべり防止区域を禁止区域に含んでおります。</p> <p>また、提出された事業計画内容を確認し、不適切な設置方法、工事方法が確認された場合は、是正するよう助言及び指導を行ってまいります。</p>
59	9 禁止区域-①	<p>イ森林法第25条第1項により指定された保安林について</p> <p>近年再生エネ発電事業を計画される土地は、山林だけでなく耕作放棄地、遊休地、ゴルフ場跡地が散見される。いずれも保安林ではないが、草地、雑木林や里山とも言うべき場所である。樹木が茂って水源涵養機能を果たしているこの場所を工事の為に伐採する事は、過去大雨の時に松江市が水没した事例(以下ネット検索)松江市では、過去に次のような水害が発生しています。</p> <p>1893年(明治26年) 松江市が3m浸水し、死者54名、家屋流出288戸、浸水家屋19,133戸の被害が発生</p> <p>1943年(昭和18年) 宍道湖が氾濫し、嫁ヶ島が水没し、死者6名、家屋流出1,463戸の被害が発生</p> <p>1945年(昭和20年) 死者4名、家屋流出11戸、浸水家屋580戸の被害が発生</p> <p>1964年(昭和39年) 旧加茂町中心部で全家屋浸水、出雲平野で約11,000戸浸水</p> <p>また、2024年7月9日には、松江市内を記録的な大雨が襲い、道路の冠水や住宅の床下浸水などの被害が発生しました。松江市と出雲市では、合わせて少なくとも6棟で床下浸水が確認されています。</p> <p>松江市のハザードマップによると、城北、城西、法吉、竹矢、朝日、雑賀、古志原、大庭、津田、乃木、東出雲、朝酌、川津、鹿島、本庄、持田、秋鹿、生馬、大野、古江、忌部、島根、美保関、八雲、玉湯、宍道などのエリアが土砂災害特別警戒区域に指定されています。と、あります。</p> <p>最低でも、このハザードマップに記載された地域では保安林にとどまらず、樹木の伐採を伴う工事は規制してしかならざるべきである。</p> <p>別件となるが、耕作放棄地等は市も積極的に農地活用し自給率を高め、有機・自然栽培給食の普及に努めるべきであるし、災害時近郊で食料調達できるようにすることが防災の観点からも必要不可欠である。</p>	<p>「9 禁止区域」にもありますとおり、土砂災害特別警戒区域は禁止区域として本案条例の骨子に含んでおります。</p> <p>また、保安林以外において樹木の伐採を伴う事業計画が提出され、必要以上に樹木の伐採を行う場合においては、自然環境・生活環境等を保護するため、是正するよう助言及び指導を行ってまいります。</p>
60	9 禁止区域-①	<p>条例内容について、基本理念、定義、目的といういろいろ書いてあるが、まずは市民の安全安心と財産の確保がまず大事。骨子とはいえ景観よりもまずは文字として明記する必要がある。そうなること禁止区域も変わる。9条の禁止区域を見ると、土砂とか河川など災害関係の記載がある、市民の安全や安心を一番考えるのであれば、学校や保育施設、病院や介護施設などを禁止区域に加えるべき。</p>	<p>例として挙げられた施設を禁止区域とすることは、土地所有者や事業者の財産権の侵害につながる可能性があることから慎重に検討する必要がありますと考えておりますが、いただいたご意見を参考に、学校や保育施設等の周辺地域に対して配慮すべき区域等の設定について検討致します。</p>
61	9 禁止区域-①	<p>学校、保育所、病院、介護施設周辺の一定距離を禁止区域にさせていただきたい。さらに、神社・仏閣も入れて制定していただきたい。</p>	<p>例として挙げられた施設を禁止区域とすることは、土地所有者や事業者の財産権の侵害につながる可能性があることから慎重に検討する必要がありますと考えておりますが、いただいたご意見を参考に、学校や保育施設等の周辺地域に対して配慮すべき区域等の設定について検討致します。</p>
62	9 禁止区域-①	<p>禁止区域に河川法が入っているが、メガソーラーが破損や農業の使用による流水し流れる危険性があり、宍道湖水域全体を禁止するよう記載してほしい。斐伊川上流の他の自治体でもメガソーラーが設置について周知されるとか、淡水化せずに貴重な宍道湖が汚染物質で汚れることが無いように禁止事項へ入れていただきたい。</p>	<p>水域につきましては、影響を与える範囲の特定が困難なことから、禁止区域の設定は難しいと考えております。</p>
63	9 禁止区域-①	<p>安全安心は基本理念にさせていただきたい。市民の安心安全や歴史文化を保全するために、禁止区域に小学校、幼稚園、保育園、高齢者介護施設、神社仏閣、こういった施設を禁止区域に入れる考えはないか。</p>	<p>例として挙げられた施設を禁止区域とすることは、土地所有者や事業者の財産権の侵害につながる可能性があることから慎重に検討する必要がありますと考えておりますが、いただいたご意見を参考に、学校や保育施設等の周辺地域に対して配慮すべき区域等の設定について検討致します。</p>
64	9 禁止区域-①	<p>松江カントリー跡地の周辺には、学校が近く、禁止区域にした方がいいと言っているのに禁止区域に入らない</p>	<p>学校に近い区域を禁止区域とすることは、土地所有者や事業者の財産権の侵害につながる可能性があることから慎重に検討する必要がありますと考えておりますが、いただいたご意見を参考に、学校や保育施設等の周辺地域に対して配慮すべき区域等の設定について検討致します。</p>
65	9 禁止区域-②	<p>禁止区域について、市長の専決で変更できるのか？条例の変更または議会の議決を要すべきでは？</p>	<p>いただいたご意見を参考に検討致します。</p>
66	9 禁止区域-②	<p>市長の権限が強すぎるので基準を設ける。</p>	<p>いただいたご意見を参考に検討致します。</p>
67	9 禁止区域-②	<p>市長の禁止区域の変更、解除の権限について基準を設ける。 (理由)市長の意思で、変更、解除が恣意的にならないようにするため、変更、解除できる場合を列挙し明記すべきである。 ※「状況により」とし、規則で具体的に示してもよい。</p>	<p>いただいたご意見を参考に検討致します。</p>
68	9 禁止区域-②	<p>市長が禁止区域の変更または解除ができるは削除してください。</p>	<p>いただいたご意見を参考に検討致します。</p>
69	9 禁止区域-②	<p>市長が禁止区域の変更や解除ができるとなっている。全面的に市長の裁量権を認めると市長判断でどうでもよい、恣意的になることが懸念される。変更基準や解除基準を明記する必要がある。</p>	<p>いただいたご意見を参考に検討致します。</p>
70	10 事前協議	<p>事業者に対して協議の終了後、その協議内容を担保するために、市と協定の締結を義務づけるべきです。</p>	<p>事前協議の内容と許可申請内容が異なっている場合は許可できないことから、そのことをもって協議内容は担保できると考えております。</p>
71	10 事前協議	<p>届け出を出した時点で行政が建設計画を把握・指導できるが、事前協議を入れた目的は何か。</p>	<p>実施される発電事業が、生活環境・生態系への影響、景観の保全、災害リスク、土地利用など環境等への影響を事前に把握し、安全性の確認とリスク管理、事業の信頼性と透明性の確保、条例の目的を有効性のあるものにするために、設けております。</p>

No.	項目	いただいたご意見	回答
72	10 事前協議	現状として開発に関しては島根県土地利用対策要綱第8条第3項に規定に基づく開発協議指導事項が通知されるが、条例施行後はそれと重複する部分の整合をどう図るのか？或いは開発事項指導通知と条例の前後優劣はどのようになるのか？	開発協議の際に提出されている内容と齟齬が無い担当課と連携しながら整合性を図ることとなります。本条例と重複している部分については、条例施行前に協議が完了している場合は、条例施行後に再度始めから他法令に基づく手続を行っていただく必要はありません。なお、開発事項指導通知と条例は条例が優先します。
73	10 事前協議-①	「発電事業の許可」とは誰によるどの許可のことを指すのか？或いは本条例が事業者に課する手続きは「許可申請」か「届け出」か？	「14 設置許可」にありますとおり、事業者が実施する発電事業に対して市が許可を行います。事業者は市へ許可申請をしていただくこととなります。
74	11 地域住民への説明	今回の松江カントリー跡地の周辺には、学校はじめ福祉施設(保育園、児童クラブ、高齢者福祉施設)、公民館(災害時の避難所)が位置する地域です。全国の条例の多くは、地域住民等の同意まで求めるものではないが、災害の防止の観点から、最低でも、地域住民(300mの区域内に居住する者等)の同意、及び事業区域の属する区長等の同意、河川等管理者、消防所轄部署等の同意を義務づけるべきです。また、地域住民等と事業者との間の協議の結果を担保するため、あらかじめ周辺住民と協定書を締結していることを許可基準とすべきです。尚、両当事者間の紛争は両者により自主的に解決するよう努めなければなりません。市長は意見の調整を行うことができるとともに、当事者の申請によりあっせんを行うものとすべきです。	土地所有者等及び隣接する土地所有者等の同意を得ることに努めることとしておりますが、事業内容に応じて適切な範囲で同意を得ることが必要と考えます。地域住民等と事業者の協議結果については、説明会の議事録を市へ提出することを検討しておりますので、協議結果を担保できるものと考えています。地域住民等と事業者との紛争については、「6 事業者の責務」にありますとおり、事業者が自己の責任において誠意をもって解決することとしております。
75	11 地域住民への説明	下記のように具体的な内容への変更を要求します。 ・発電事業者は、事前協議完了後に、規則で定める方法により、設置計画概要を公表しなければならない。 ・発電事業者は、設置計画概要を公表した日の翌日から起算して14日以後に、近隣住民等への説明会を開催し、設置計画概要の内容を説明しなければならない。この場合において、発電事業者は、近隣住民等の理解が得られるよう努めなければならない。 ・近隣住民等は、説明会が終了した日の翌日から30日以内に、発電事業者に対し意見書を提出することができる。 ・発電事業者は、説明会における参加者の意見及び提出された意見に対し、必要に応じて協議するとともに、誠実に回答しなければならない。 ・発電事業者は、協議及び回答の内容(意見がなかったときは、その旨)を記載した回答等報告書を市長に提出しなければならない。	事前協議完了後かつ地域住民への説明会前に設置計画概要を公表することは、地域住民等への説明が無いままに公表されることとなり混乱を招くおそれがあることから考えておりません。説明会での地域住民等からの質問には、事業者は誠実に回答することとしておりますが、提出された意見及び回答の内容を市長へ報告することにつきましては、規則において盛り込むよう、いただいたご意見を参考に検討いたします。
76	11 地域住民への説明	住民への説明だけでなく合意をとる。	資源エネルギー庁が策定した『事業計画策定ガイドライン』において、「地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること」とあり、地域住民の同意は必須でないことから、その考え方を準用しております。
77	11 地域住民への説明	「11 地域住民への説明」の対象となるのは、ア、イ、ウ、エすべての地域住民等と理解してよろしいでしょうか？	ご意見いただいた通りとなります。
78	11 地域住民への説明	地域住民への説明に市は立ち会わないのか。虚偽の報告があった場合が想定されていない。	事業者の地域住民等への説明会へ市が立会することは想定しておりません。なお、虚偽の報告があった場合は、事業者に対して指導、勧告を行うことを考えております。
79	11 地域住民への説明	地域住民への説明及び21地位の承継④の地域住民等への地位の承継に関する説明会は、事業者手前、承継前に実施することを明記し、説明会后、承継後に変更がある場合も同様とする。その際、地域住民等の疑義反対がある場合は納得のいく説明が必要不可欠であることを明記すべきである。	地域住民への説明会は事前協議完了後から許可申請まで(着手前)の開催、地位の承継に関する説明会は承継する前の開催を想定しております。条例施行時に公開を検討しております手引きにおいて、事業を進めるにあたり必要な手続きのフロー図の掲載を検討いたします。疑義反対がある場合は、「11 地域住民への説明②」にありますとおり、「地域住民等の理解を得ることに努めること」と明記しております。
80	11 地域住民への説明-②	地域住民への説明について、地域住民等の理解を得ることは努力義務ではなくマネイトリ(必須)とすべき。	資源エネルギー庁が策定した『事業計画策定ガイドライン』において、「地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること」とあり、地域住民の同意は必須でないことから、その考え方を準用したものです。
81	12 協定の締結	当事者の一方から社会通念上の妥当性を欠く、或いは受容できない強い要望があった場合は協定締結に至る可能性は小さいと思われる。そのような場合議論をいつまで続けなければならないか？何を以て説明或いは協議を尽くしたという客観的判断がなされるのか？	社会通念上の妥当性を欠く、あるいは受容できない強い要望があった場合は、市に相談していただき、どのように対応するか協議することになると考えます。また、「11 地域住民への説明」にあります説明会結果の市への報告において、議事録を提出していただくよう規則で定めることを検討しておりますので、それをもって説明或いは協議を尽くしたと客観的判断するものと考えております。
82	12 協定の締結	協定締結を事業者義務とするのは行政による仲介責任の回避ととらえられかねないのではないかと？	「12 協定の締結②」にありますとおり、市は協定の内容について事業者及び地域住民等へ助言を行うこととしております。
83	12 協定の締結	市が協定の当事者になっていない。住民任せで安全安心は守れない。全面見直しを検討いただきたい。(許可の条件にしてください)	条例の制定により、本市が事業実施に当たり必要と考える内容は網羅されるものと考えます。市が協定の当事者となることは考えておりませんが、「12 協定の締結②」にありますとおり、市は協定の内容について事業者及び地域住民等へ助言を行うこととしております。
84	12 協定の締結	協定の締結にあっても、事故災害時や、事業者所在不明時など、能登半島地震の折や全国でもその対策に苦慮している事例が多々ある。協定の締結に当たっては、いち自治体と事業者で結ぶ事など無いよう、市が積極的に関わり、市長や市の責務を明示すべきである。	「12 協定の締結②」にありますとおり、協定の内容については事業者及び地域住民等へ助言を行うこととしております。
85	12 協定の締結-①	協定書の締結は事業所と松江市が締結する。理由は自治会が責任を負える事ではないから。	条例の制定により、本市が事業実施に当たり必要と考える内容は網羅されるものと考えます。市が協定の当事者となることは考えておりませんが、「12 協定の締結②」にありますとおり、市は協定の内容について事業者及び地域住民等へ助言を行うこととしております。
86	12 協定の締結-①	協定書の締結は事業者と地域住民2者間でする物ではないと思います。ましてや半径30メートルの住民と業者間でするとなると、住民の責任が重すぎ、要望があった時ではなく、義務として松江市と業者と松江市民とで協定書を作成すべきだと思います。たった資本金が1円の会社なので、何かあった時にトンスラされると困った事になります。もし、問題が起こった時に民事で争う事になった場合、その裁判費用は誰が払いますか？とても怖い事になります。	条例の制定により、本市が事業実施に当たり必要と考える内容は網羅されるものと考えます。市が協定の当事者となることは考えておりませんが、「12 協定の締結②」にありますとおり、市は協定の内容について事業者及び地域住民等へ助言を行うこととしております。

No.	項目	いただいたご意見	回答
87	12 協定の締結-①	松江市が協定締結の一方当事者になるべきです。 ・自治会では、事故や災害の発災に伴う賠償の責任等を負う資力も権利も持ち合わせていません。	条例の制定により、本市が事業実施に当たり必要と考える内容は網羅されるものと考えます。 市が協定の当事者となることは考えておりませんが、「12 協定の締結②」にありますとおり、市は協定の内容について事業者及び地域住民等へ助言を行うこととしています。
88	12 協定の締結-①	協定は、地域住民等から要望があったときに締結することになっていますが、どうもよく分かりません。 ①この協定はどのようなものが想定されているのか。 ②市は協定の締結を推奨するのか、特例的なものと考えているのか、どのように対応する考えなのか。 ③協定が結ばれている場合とない場合とで、住民や市の対応はどのように違ってくるのか。 ④住民が、市に対し協定締結の適否の相談をしてきた場合、市はどのような指導をなさるのか。その方針はできているのだろうか。 ⑤協定が結ばれていない場合、トラブルが発生したらすべて市に解決を委ねることになるのか。 ⑥一方、協定が結んだ場合、地域住民等が自己責任で解決に当たるといことになるのだろうか。 ⑦事業地周辺に住民が不在ということもあるであろうから、協定の締結が困難ということも考えられるが、とすればそのような場合を特定的に考えて市の直轄ということにすべきではないだろうか。 ⑧「環境」のこと、これは地域住民等が「協定」によって保全し、守っていくべきということが想定されているのか。 などなど、いろいろなこと疑問が湧いてきます。この地区が協定を締結した地区であるがゆえに、いろいろ考えてしまいます。どうか、各地域の住民が、自分たちの地域を大切に守りながら、地球温暖化、沸騰化の防止に少しでも貢献できるよう、みんなが納得できる形を作っていたらよいをお願いします。 なお、協定の締結の項④に「発電事業を第三者に譲渡・貸し付けするときは、今日の効力を承継させること」ということが示されていますが、発電事業が第三者に安易に譲渡されるなどという事態は絶対に避けなければなりません。なかなか一地区の方では及ばないこともあって考えており、市とされても十分にご支援、ご指導をお願いしたいと思います。	①条例の制定により、本市が事業実施に当たり必要と考える内容は網羅されるものと考えますので、条例や規則で制定していない内容、例えば地域環境に関すること等について、事業者と地域住民等との間で取り決めたい内容を盛り込むことを想定しています。 ②地域住民が事業者に協定の締結を要望した場合は、締結する必要があると考えています。特例的なものとは考えておりません。 ③市の対応に変わりありませんが、協定が結ばれていない場合に比べて、住民と事業者間においてより強い制約を設けるものとなります。 ④協定締結の適否について相談された場合は、相談の状況に応じて指導内容も変わってくる考えます。「12 協定の締結②」にありますとおり、協定の内容について助言を行うものとしています。事業内容によって協定の内容も変わることから、個別に判断するものと考えております。 ⑤「6 事業者の責務」にありますとおり、苦情もしくは紛争・事故や災害が発生したときは、事業者が自己の責任において解決するものと考えております。 ⑥地域住民等の自己責任での解決ではなく、「6 事業者の責務⑤」にありますとおり、苦情もしくは紛争・事故や災害が発生したときは、事業者が自己の責任において解決するものと考えております。 ⑦協定の締結は、地域住民等から事業者へ要望があったときに締結するものと考えております。 ⑧事業を実施するにあたって、既存の関係法令等で守れない内容に関して、協定を締結するものと考えています。
89	12 協定の締結-①	「協定」の締結と記されているが、「協定書」との意図で相違ないか？その場合地域住民等から要望があったとして、「協定書」を締結できなければ条例違反となるのか？その場合は不許可となるのか？	書面で取り交わすものと考えられますので「協定書」と捉えていただいで構いません。単に協定書を締結できないだけでは条例違反となりませんが、例えば地域住民等から要望があったにもかかわらず、事業者が協定書の締結を拒んだ場合においては、事業者に対して助言または指導、勧告を行うことを考えております。
90	12 協定の締結-①	「協定書」に記すべき内容は個別の地域住民等の裁量に従うのか？またどのような単位と締結すべきなのか？個人や少数グループなどと際限なく行わねばならないか？	協定書には事業者と地域住民等との間で取り決めたい内容を盛り込むことを想定していますので、事業内容によって協定の内容も変わることから、個別に判断するものと考えております。 締結する単位は個人から自治会などの組織を想定しておりますが、再エネ発電事業を実施するにあたって必要な相手と締結するものと考えております。
91	12 協定の締結-①	市がしっかり内容を確認、検査しないとイケない。自治会レベルでは手に負えないので市が協定を結ぶべきではないでしょうか？	条例の制定により、本市が事業実施に当たり必要と考える内容は網羅されるものと考えます。 市が協定の当事者となることは考えておりませんが、「12 協定の締結②」にありますとおり、市は協定の内容について事業者及び地域住民等へ助言を行うこととしています。 また、「12 協定の締結③」にありますとおり、協定を締結した場合は市へ写しを提出していただくことから、協定内容は確認いたします。
92	12 協定の締結-①	「12 協定の締結」の①の地域住民等は何を指すのでしょうか？これは考えを明示されたいと思います。	地域住民等については、「3 定義⑥」にありますとおり、事業区域に隣接する土地所有者・占有者・管理者、事業区域の土地境界から水平距離300m以内の土地所有者・占有者・管理者、事業区域の自治会の代表者・自治会の区域に居住する者、その他市長が必要と認める者が該当します。
93	12 協定の締結-①	市は住民を代表して協定を結ぶべきである。自治会みたいなところに責任が重すぎる。何かあった場合、誰が責任を取るのか。また、協定が遵守されなかった場合は、最終的に民事裁判となるが、この費用は誰が持つのか。	条例の制定により、本市が事業実施に当たり必要と考える内容は網羅されるものと考えます。 市が協定の当事者となることは考えておりませんが、「12 協定の締結②」にありますとおり、市は協定の内容について事業者及び地域住民等へ助言を行うこととしています。 発電事業に伴って生じたトラブルが、事業者の責めに帰すべき事由がある場合は、事業者の責任となります。 なお、民事裁判の裁判費用については、法律で定められている訴訟費用は、基本的には裁判に負けた者が負担することになります。 (裁判所ホームページ参照)
94	12 協定の締結-④	発電事業を第三者に譲渡・貸付を行う場合には市長に許可を得ること	第三者へ譲渡する場合は、「21 地位の承継①」にありますとおり、地位を承継する前に市へ届出することとしています。
95	13 同意	同意について、地域住民等の同意も必要ではないか。	地域住民等の同意を得よう努めていただく必要があると考えています。条例案でわかりやすいように記載内容を検討します。
96	13 同意	「13 同意」では、①は当然として、②「事業区域に隣接する土地所有者等」（定義の⑥のア、その他の同意を得ることになっています。 しかし、ここでいう同意とは何に対する同意かわかりませんし、上のイ、ウは同意には関与しないと理解していいのでしょうか？同意の意味と市が同意が必要と考えられている地域住民等の範囲を明示していただきたいと思ひます。	同意は、再生可能エネルギー発電事業に対する同意と考えています。土地所有者及び隣接地の所有者においては発電事業による影響が特に大きいものと考えることから、この範囲としています。

No.	項目	いただいたご意見	回答
97	13 同意-②	②についてなぜ同意を要するのか理由をうかがいたい。地域住民等と重複する部分もある。また土地所有者「等」の「等」とは具体的に何を指しているのか？ ・同意書面では内を同意せねばならないのか？ ・同意書の署名捺印の種類は実印か？認めて良いのか？ ・隣接地権者のどの程度の同意取得を求めることになるのか？（全数、過半数、取得できたものだけで良いとするのか） ・反対を表明する隣接土地所有者がいた場合はどうなるのか ・所在不明者がいる場合はどう対応するのか ・相続が発生して相続登記が未了の場合、例えば相続人全員から取得するのか ・隣接土地との間に幅員4mを超える道路・河川があるときは除くとするが、法定外公共用地（赤道・青道）も含むのか	土地所有者及び隣接地の所有者においては再生可能エネルギー発電事業による影響が特に大きいものと考えていることから、同意の対象としています。 土地所有者「等」には、「3 定義⑤」にもありますとおり、土地所有者のほか占有者、管理者を指しております。 同意の内容については、発電事業及び発電設備の設置に対する同意と想定しております。 同意の方法（書面での同意、署名捺印、印鑑の種類等）については、いただいたご意見を参考に検討いたします。 隣接地権者については、皆さんから同意を得ることができるよう努めていきたいと考えております。 反対を表明する隣接土地所有者については、該当の所有者に対し丁寧に説明していただく必要があると考えております。 相続人が複数いる場合、相続人が多量な場合及び所在不明者がいる場合は市と協議することを考えています。 法定外公共用地については、幅員4mを超える場合は除くものとして考えております。
98	13 同意-③	同項③その他市長が認める者とするが、どういう基準で認めるのか。	発電事業による影響が特に大きい者と考えております。具体的な基準は検討中ですが、条例施行に向けて作成する手引きなどで具体的に想定される者の記載を検討いたします。
99	13 同意-③	具体的に想定している者がいるのか	発電事業による影響が特に大きい者と考えております。具体的な基準は検討中ですが、条例施行に向けて作成する手引きなどで具体的に想定される者の記載を検討いたします。
100	14 設置許可	島根県の開発協議通知書がクリアになった事業に対して、松江市長が許可をすることができると条例に明記すること。	「14 設置許可②ウ」にありますとおり、関係法令・条例・ガイドラインに違反しているか、違反していると判断する事由があるときは許可しないこととしておりますので、他法令の関係手続がクリアになっているものに対して、松江市が許可することとなります。
101	14 設置許可	「許可基準」については、規則として市において定める、場合によっては市議会あるいは議員の意見を求めるとなっていますが、メガソーラーの規模が大きくなればなるほど、電力の需要に応えなければならない側面と、市民生活の健康安全並びに環境の保全を考えなければならない側面との、両方を考察した上で、正しい答えを出さなければならない、という重大問題になります。従いまして、この「許可基準」を適正に定めることは、誠に重要な政策であると考えています。ぜひ先進事例や地域の考え方を参考に、松江市の「許可基準」を作成していただきたいと考えています。 一つの試案として、「許可基準」の一般則を作る、さらにメガソーラーがどのようなものとなり、これらによる影響がどうなるのかと言うことの判断が現在つきかねるので、ある規模を超えるメガソーラーについては、市議会の意見を聞いたうえで市が許可を与える、という二重構造にすることを提案します。	許可基準については頂いたご意見を参考に検討いたしますが、その内容につきましては、先に制定された自治体の条例等を参考にしながら、本条例案の目的にあった許可基準を策定してまいります。 なお、市が許可業務を実施するにあたって、市議会の意見聴取を行うことは考えておりません。
102	14 設置許可-①	①について、条例を確認遵守する旨の「確認書」を提出後許可を出す旨に変更いただきたい。	いただいたご意見を参考に検討します。
103	14 設置許可-①	市長の権限が不明確 市長が許可するに当たっては、②-ウ関係法令の上下関係にかかわらず、島根県土地利用対策要綱等に基づき通知される指導事項等の全てを完全に対策を講じ、全ての書類が不備無く整った後でなければ許可することは出来ない旨を明確に示す必要がある。	「14 設置許可②ウ」にありますとおり、関係法令・条例・ガイドラインに違反しているか、違反していると判断する事由があるときは許可しないこととしておりますので、他法令の関係手続がクリアになっているものに対して、松江市が許可することとなります。
104	14 設置許可-②	「許可基準」が何を指すのか不明確です。仮にこれが9. 禁止区域に抵触しないものとするのであれば、抵触はしてなくても、1. 目的、2. 基本理念を犯す可能性があります。従って、1. 目的、2. 基本理念を守るために「許可基準」をどのように設定するのか明確にしてください。	許可基準については頂いたご意見を参考に検討いたしますが、その内容につきましては、先に制定された自治体の条例等を参考にしながら、本条例案の目的にあった許可基準を策定してまいります。
105	14 設置許可-②	土地所有者等とされているが、「等」とは具体的に何を指しているのか？	「3 定義⑤」にありますとおり、土地所有者以外に占有者及び管理者を指しています。
106	14 設置許可-②	原案の「許可をしない」を「許可を求めることができない」とするべきと考えます。なぜならば、原案の「許可をしない」では②アイウに適合さえすれば許可されると誤解される恐れがあります。「許可を求めることができない」とすれば、②アイウは許可を受けるための最低条件であることが明確となります。	「14 設置許可②」に掲げておりますアからウに該当しない事業であれば許可をするものとしております。
107	14 設置許可-②	市長の許可となっているが、同項②で下記に該当が無い限り許可できるようになっている。中立と言いつつ市民の責務で住民の反対運動を抑え、業者に融通を図っている。住民無視どころか住民弾圧の条例である。	市民の責務については、事業者が説明会を開催する際に、円滑に開催できるよう協力していただくこと等を想定しております。なお、協力であり、強制するものではありませんし、反対運動を抑えるものではありませんが、頂いたご意見を参考に検討いたします。
108	14 設置許可-②-ア	②-ア土地所有者等からの同意が得られていないとき。と同等に、「周辺地域住民からの反対が無い事」が重要である。この旨明記する項目が必要である。	資源エネルギー庁が策定した『事業計画策定ガイドライン』において、「地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること」とあり、地域住民の同意は必須でないことから、その考え方を準用したものです。
109	14 設置許可-②-イ	イの「許可基準」は別項で明記する 〈理由〉許可基準は、施行規則で別に定めるのではなく、きちっと条例に明記する。細部は規則にしても、基準の柱は条例にすべきである。	許可基準につきましては、頂いたご意見を参考に検討いたします。
110	14 設置許可-②-イ	許可基準の詳細が不明確。許可に当たっては事前審査を厳しく行うべき。また、土地所有者に関しても同様	許可基準につきましては、頂いたご意見を参考に検討いたします。 「10 事前協議」にありますとおり、許可申請の前に事前協議を設けており、事前協議の段階から目的・基本理念に背く事業を許可することのないよう、内容を確認いたします。許可申請においては、事業計画や他法令に違反していないか、目的・基本理念に背く事業を許可することのないよう再度確認し、許可いたします。
111	14 設置許可-②-イ	14条の②のイ設置許可について、許可基準が具体的に何なのか知りたい。事業が開発協議の対象事業の場合に開発協議通知書と市長の許可の関係性はどちらがどのように優先されるのか。開発協議書の要件がないのに市長が許可を出すことは本末転倒です。開発協議制度の崩壊、骨抜きになる。優先順位を明確にしていきたい。	許可基準につきましては、頂いたご意見を参考に検討いたします。 目的・基本理念に背く事業を許可することのないよう、近隣住民の生活環境への被害を防止するための措置がされていること、防災上の措置がされていること等を盛り込むこととして検討しております。 条例に基づく市長の許可が優先しますが、開発協議の際に提出されている内容と齟齬が無い担当課と連携しながら整合性を図りながら市が許可することとなります。

No.	項目	いただいたご意見	回答
112	15 ~ 25	事業者に対する責務が書かれているが、遵守されない場合はどうなるのか。罰則や対処法はどうなっているか。	罰則はありませんが、「26 助言及び指導」にありますとおり、災害の防止または歴史文化・景観・良好な自然環境等の保全のために必要があるときは助言または指導を行い、「27 勧告」にありますとおり、期限を定めて必要な措置を行うよう勧告し、「28 公表」にありますとおり、勧告に従わないときは公表を行います。
113	15 変更許可-②	例えば電気設備変更など変更の内容によっては市長の許可権限とそぐわないケースも想定されるので、市長許可対象の特定と「軽微」変更の定義が不可欠である。	軽微な変更につきましては、事業区域の縮小や再生可能エネルギー発電設備の出力の縮小等を考えておりますが、軽微な変更に該当する内容は施行規則において明記いたします。
114	15 変更許可-③	③について、準用規定の項番を記載し明確化しておくこと。	条例案においては、ご意見いただきましたとおり「第●条から第●条」として条番号を明確にして記載することを検討しております。
115	17 着手届	条例案では、「設置工事に着手するときはあらかじめ市へ届け出ること」となっていますが、少しわかりにくい気がします。 「着手するとき」とはなにかを考えたとき、一番わかりやすいのはいわゆる「鍵入れ」する時点ででしょうか。ほかに「開発協議」が終わった時点とか開発協議が終わって地域住民等の合意が整った時点なども考えられます。と考えれば、「着手するとき」とは、問題なく工事に着手できる条件が整ったときということになり、とすれば、「市」に届け出をし、それが受理されたときから工事に着手できるものとする」という言い方が適切ではないでしょうか。 この考えのもとに市の方では届け出に必要な要件を整備し、明らかにしておくほうがだれにとってもわかりやすいのでは無いかと思います。	「着手するとき」は発電設備の設置のために土地の造成や樹木の伐採など、事業区域内において発電設備の設置に係る工事が始まる時点を想定しておりますが、条例施行時に公開を検討しております手引きにおいて、いただいたご意見を参考にわかりやすく記載したいと考えております。 また、本条例案の骨子では、発電事業を行うためには市へ許可申請をしていただき、市が許可をした時点で問題なく工事に着手できる条件が整ったこととなります。市が許可をしたのち、工事の着手前に着手届を事業者から市へ提出していただくこととなります。
116	18 完了届等-②	完了届の提出から通知までの期間が空くほど事業者にとって不利益となるため、標準日数は明示されるべきである。	現時点では標準日数を明示することはできませんが、完了届を受理してから速やかに処理し、通知するよう努めます。
117	18 完了届等-②	②について、冒頭に「市は」という主語を入れること。	頂いたご意見を参考に記載内容を検討してまいります。
118	19 維持管理	市長は、自然環境等を損ない、又は災害等が発生する事態が生ずるおそれがあると認めるときは、その防止のために必要な措置を講ずることを求めることができる。また、設置事業者又は発電事業者が設備撤去を適切に行わなかった場合には、土地所有者等に設備撤去を求めることができることとすべきです。	災害の防止又は自然環境の保全のために必要なときは、事業者に対して助言または指導を行うことができるとしております。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、発電設備の適切な撤去、これに従わない場合は必要な措置を講じるよう勧告することとしております。
119	19 維持管理	維持管理が不可能な場合はどうするのか。例えば能登地震では道路が寸断されて現場へ行けないという状況がある。	地震など自然災害等で現場へ辿り着くことが困難な場合においては個別に判断することになります。
120	19 維持管理	①について、「管理すること」を「管理しなければならない」とする。 ②③について、「説明すること。」を「説明しなければならない」と。	頂いたご意見を参考に記載内容を検討してまいります。
121	19 維持管理-①	事業により有害物質等近隣住民に害を及ぼしてはならない	「6 事業者の責務」にありますとおり、自然環境・生活環境に十分配慮することとしており、生活環境の保全に影響がある場合は、事業者に対して助言・指導を行うこととしております。
122	19 維持管理-②	維持管理について、周辺地域に損害を与えたとき等には必要な措置と表記するにとどまらず、発電の中止及び損害を与えた原因を即時除去することとすべき	「必要な措置」には発電の中止や損害を与えた原因となる機器の撤去等も想定しておりますが、条例施行時に公開を検討している手引きにおいて、頂いたご意見を参考に必要な措置の例として記載することを検討いたします。
123	20 定期報告	定期報告を受理するだけで、実際、立ち入り確認するようなことはしないのか。	定期報告においては、報告内容を書面にて受理したのち、書面の内容を確認することが基本ですが、発電事業の状況によっては「25 立入調査」にありますとおり、事業区域に立ち入り、現地確認を行う場合があります。
124	20 定期報告	前業者が地位の継承をしても引き継いだ業者が履行しなかった場合はどうするのか？	「21 地位の承継③」にありますとおり、地位を継承したものは、この条例を遵守することとしております。「26 助言及び指導」にありますとおり、災害の防止または歴史文化・景観・良好な自然環境等の保全のために必要なときは助言または指導、「27 勧告」にありますとおり、条例を遵守しないときは必うような措置を講じるよう勧告することとしております。
125	20 定期報告	冒頭本文について、「報告すること」を「報告しなければならない」と。	頂いたご意見を参考に記載内容を検討してまいります。
126	21 地位の承継	地位を承継する者は事前に市へ届け出ること	「21 地位の承継」にもありますとおり、譲渡・合併・分割によって地位を承継するときは、地位を承継する前に市へ届け出ることとしております。
127	21 地位の承継-①	①について、本文に続く「ただし、・・・」以降の意味が不明です。変更があった時は「あらためて・・・」市へ申請すべきだと思います。 [重要] 「事業者」の支配者が、「事業者」を他の支配者に売却・譲渡したとき、新たな支配者にこの規定は無効ではないでしょうか。 *合同会社はチェック機能がないので、支配者の意のままになると思うのですが？。(●●の支配から、別の外国企業の支配に変わるなど。)	一度提出した後に事業者が変更となった場合は再度提出を求めます。ただし、軽微な変更と判断するもの(住所変更等)については報告までで良いものと想定しています。
128	22 事業の廃止	発電事業終了時における設備の速やかな撤去等と生活環境、景観等の保全措置を義務づけるべきです。	事業者の責務において、生活環境及び景観に十分配慮することとしております。
129	22 事業の廃止	事業の廃止について、事業者が倒産等により施設の撤去が不可能な場合の取扱い(法定措置の根拠も含む。)を明記することが望ましい	発電設備の撤去や事業区域内の原状回復は、事業者が責任を負うべきものと考えております。
130	22 事業の廃止-③	遵守しない場合はどうなるか。現地確認には地元住民も入れて欲しい。	「27 勧告」にもあるとおり、条例を遵守しないときは、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告を行います。 なお、現地確認は市が事業区域内において適切に設備等が撤去されているか確認を行うものとなりますので、地元住民の同席は考えておりません。
131	23 許可取消	下記の追加を要求します。 ・「措置命令」に従わなかったとき。	いただいたご意見を参考に検討いたします。

No.	項目	いただいたご意見	回答
132	23 許可取消	追加が必要、「④本条例に違反したとき。」、「⑤市長の命令を実行しなかった時」を追加すべきだと思います。	必要な対策を講じるよう勧告し、勧告に従わないときは措置命令を行うものとして条例案に追加する予定で検討しておりますので、措置命令に従わなかったときの許可取消についても条例案に追加することを検討いたします。
133	23 許可取消	許可を取り消しても壊れた自然は元に戻らない。損害が出た場合はどうするのか。	発電事業に伴って生じた損害が、事業者の責めに帰すべき事由がある場合は、事業者の責任となります。
134	25 立入調査	立入調査に市職員と一緒に住民も入れるべき。③の意味はどういうものか。	立入調査は市長が職員に命じ、事業所や事業区域等に立ち入ること、発電事業に関する事項について調査、関係者に質問することができる者となりますので、地元住民の同席は考えておりません。③については、当該立入調査の権限は行政による検査のために認められたものであることから、犯罪捜査ではないということとなります。
135	26 助言及び指導	市長の助言及び指導はどの程度、効力があるのか。	助言及び指導に従わなかった場合の罰則は含んでおりませんが、条例を遵守しないときは勧告、勧告に従わない場合は公表を行うこととしておりますので、一定の抑止効果があるものと考えております。
136	26 助言及び指導	「助言又は指導することができる。」を「改善を命ずることができる。」に変更すべきだと思います。	災害の防止、歴史文化・景観・良好な自然環境等の保全のために必要な場合は助言または指導を行い、条例に従わないときは勧告を行うこととしておりますが、頂いたご意見を参考に勧告に従わない場合の措置命令を追加することを検討いたします。
137	27 勧告	下記の「措置命令」の追加を要求します。 市長は、勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者に対し、その勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。	いただいたご意見を参考に、勧告に従わない場合の措置命令について条例案に追加することを検討致します。
138	27 勧告-①	①について、「勧告することができる」を「命令することができる」に変更すべきだと思います。	条例案において勧告に従わない場合の措置命令を追加することを検討しておりますので、原案のままといたします。
139	28 公表-①	事業者が条例を遵守しなかった場合の罰則が公表ということか。 発電所を建てるために資本金1円で設立した合同会社である。倒産すれば公表しても大した影響はないばかりか、住民の被害への補償が何もない。	公表とは、条例を遵守しないときは勧告を行い、その勧告に従わないときに、事業者名等を公表するものです。
140	30 委任	規定できるものは条例で明記する。 (理由) 条例で基本的な部分を想定し、細部は規則で規定するが、すべて規則に委任するのではなく、重要な部分、例えば、禁止区域、許可基準などは、細部は規則で規定するが、基本(柱)になるところは条例に明記すべきである。	条例案の骨子にありますとおり、禁止区域等重要な部分については条例内に記載しております。
141	30 委任	委任とは何を委任するのが不明瞭である。必要な事項は規則で定めるとあるが、その規則は市民には通知しないのか。再エネ推進をする市政と住民の方向が違うので住民へ事前に周知し調整すべきである。	施行規則につきましては、施行前の公開を検討します。
142	附2 経過措置-①	経過措置案では、「この条例は、施行日以降に着手する発電事業に適用する」とされていますが、法吉地区の太陽光発電事業は来年11月に着工予定ですから、同年6月1日施行予定のこの条例が適用されることとなります。とすれば、現在締結している協定はどのような扱いにすればいいのか、対応に非常に苦しんでいます。 私たちと事業者●●とは、現協定を仲立ちとして意見交換等をしていますが、現協定と市条例案は重複する部分も多く、現協定と市条例の両立は考えにくいと思います。 現協定は、松江市に立会人となっていただいております。実情はよくご存じのことと思います。 どのような形が望ましいのか、どうすすむべきか、ぜひ早急にご教示ください。	ご意見として承りますが、本事業については個別に対応いたします。
143	附2 経過措置-③	「協定の締結」を加える。 (理由) 既存の事業では、地域住民に十分に説明がなされないまま行われていることも予想され、6.事業者の責務における「地域住民等と良好な関係保持」の観点からも必要である	頂いたご意見を参考に記載内容を検討してまいります。
144	その他	(1) 市の立ち位置・市は議会で、「事業者と住民の協議が整うよう見守っていく」旨答弁しており、当事者の立場にはないとしているが、発電事業は重要インフラであり、住民任せにする事業ではない。地方自治法第1条の2の責務を果たすため、市は絶対的な「管理・監督の当事者」として取り組むべきと考えます。 (2) 条例案骨子・業者が遵守すべき事項が「努力義務的な表現」となっており、日本企業ならともかく外資の参入が見込まれる本事業では、この条例で業者を適正に管理指導できるとは考えられない。 以上2点から本条例案は取り下げの上、改めて次の対応を要望します。 昨年11月28日に松江市長あてに「要望書」として提出しておりますが、他の行政機関に準じ、◎太陽光発電施設の設置に関し、遵守すべき事項を明確に記載した「ガイドライン」を条例で制定し当該ガイドラインを遵守する旨の「確認書」を事業者と松江市が取交わす方式にすべきだと思います。 * 上記対応につきましては12月8日(日)法吉公民館で開催された「松江市再エネ条例の説明会」においても、住民の皆様から多くの賛同が得られております。	ご意見として承ります。
145	その他	市長に権限が集中しているような内容になっている印象です。 仮に市長が業者に買収されていたら、市長の暴走を止められるんですか？ この条例は発電設備の強制撤去など法的措置ができない、と市長は記者会見で述べていましたが、今進んでいる松カン跡地で進んでいるような市と事業者がズブズブな発電事業は止めれないと思います。 市の部長、●●は市議会の答弁でも嘘を平気でつくような人物です。 6月と9月の答弁を見ればわかるはず。そんな事業者側にとって動いている人がいる場合、この条例では抜け道があると思います。	ご意見として承ります。

No.	項目	いただいたご意見	回答
146	その他	<p>まず、太陽光発電については再生可能エネルギーとして破綻していると思われます。木を伐り山を崩しそれが再生可能といえるのでしょうか？</p> <p>また、太陽光発電の事故時にその発電し続ける性質上、消火が難儀なこと管理が行き届かない場合、パネルのレアメタルの浸食による土地への汚染等太陽光発電はまだ課題の多いシステムであると思います。</p> <p>むしろ、石油石炭の火力発電所のリプレースで効率を上げて行ったりいっそのこと原子力発電の新設誘致こそが島根県松江市における持続的なエネルギー供給に資すると考えます。</p> <p>電気が安いことは市民生活および産業にも資すると確信しております。九州で半導体工場がどんどんできてくるのがいい例です。</p> <p>欧州でEV自動車が撤退方向であるように「持続可能なエネルギー政策」も見直す時期に入っていると思います。</p> <p>それでも原子力発電を除いて自然由来の持続可能な電力を必要とするならば、特に水源が足りない松江市に於いては、過疎地の一つ二つ潰して巨大ダムを造って水力発電を行うことがよかろうと思います。ソーラーパネルよりかはよっぽどましです。</p>	ご意見として承ります。
147	その他	<p>まず、メガソーラーに限らず、再エネと呼ばれるものが環境や健康被害に見合う程の効率的なものなのか考えて頂きたいです。</p> <p>そしてビジネスとしての事業なら、水の都、歴史の町、文化の町松江の自然や景観、有害物質や電磁波、低周波など様々なリスクを冒してまで許可できるものでしょうか。</p> <p>今、松江市に限らず日本中、世界中で風車や太陽光パネルにより環境が壊されています。</p> <p>脱炭素をするならまずは緑を増やす事。それを謳わずに再エネ再エネと暗示をかけられた様な世の中の風潮に疑問を持つべきです。</p> <p>裏の土地に無機質なパネルを敷き詰められ大変ショックを受けた当事者としての私の個人の意見を述べるならば、景観がまずは見苦しい事、そして科学的見解からはカドミウム、セレン、鉛などの有害な物質がいつどんな形で土地や近隣に被害を及ぼすのか未知数である事など問題は多様です。</p> <p>最後に申し上げる事は、行政や企業やマスコミがいう温暖化の原因が果たして実際に二酸化炭素なのかははっきりしていない事実。だれかの利益ありきで誘導されているのかもしれない点に問題意識を戻す冷静さが今必要だと感じます。</p>	ご意見として承ります。
148	その他	<p>重要なのは、設置者の経営難などでの事業撤退による発電設備の放置予防及び、悪質業者の排除である。ところが、本骨子は「22事業の廃止②」や「11地域住民への説明」など、罰則規定が無い。違反の抑止力に乏しい。</p> <p>いくら勧告や公表しても、その気になれば条例を無視して夜逃げも出来てしまう。ただでさえメガソーラーは悪質業者によるトラブルが多い印象を受けるため、法令の範囲内で規定可能な重い罰則を盛り込むべき。</p> <p>不法投棄防止の為の撤去費用積立は義務化され、ソーラーパネルのリサイクル義務化については法案が検討中だが、神戸市の条例に倣い、国の法整備を待たず、発電事業者による事業終了・廃止後の発電設備撤去を条例で義務付けるのである。発電事業者による撤去が困難なら、撤去業務を専門業者に委託する覚書か契約を事前に締結する事を義務付けるべき。</p> <p>メガソーラーは全国的な普及期で本格的な撤去・更新はまだ先の話。●●は歴史が浅く、耐用年数を迎えた発電設備の更新・撤去を責任を持ってやってくれる保証はない。親会社が投資に失敗して、出資企業を見放すような事が無ければ、設備設置の心配はないだろうが、悪質業者が市内での設置を目論む可能性はゼロではない。悪質業者を排除するためには、設置段階での義務も重要。</p> <p>「6事業者の責務」は「～すること」となっており、義務的表現ではない。この内容では「9禁止区域」に無断で設備を設置しても、関係法令で処罰できないのではと思ってしまう市民がいても不思議ではない。</p> <p>また、発電事業者の経営体質をある程度は調査・審査すべきではないか。設置から浅い年数で破産や撤退するようでは話にならないので。緩めの規則で取り返しのつかない事態を招くより、厳しめの規則で悪影響を最小限に抑える思想で案を練るべき。</p>	ご意見として承ります。
149	その他	<p>先日の市議会の一般質問で、松カン跡地は、禁止区域にしない予定と●●が述べていた。しかし、法吉小学校など子供が生活する施設が隣接していても危険だと思う。</p> <p>今年に全国で、4箇所メガソーラーの火災が起きており、リスクが伴う発電事業で在ることはわかりきったこと。</p> <p>そういう事例もリスクも検証しないで、松カン跡地を禁止区域にしていしないと断定するのは行政として、おかしいと思う。</p> <p>事業者お抱えの専門家の話を丸のみするのではなく、市がしっかりと調査、検討するべき。</p>	ご意見として承ります。
150	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電・洋上風力についての規制を詳細に決める。 ・農薬・除草剤・殺虫剤などの薬液はいっさい使用せず、雑草は手刈りし害虫が発生しないように管理をする。 ・雨水流出抑制基準を設けるなど、事業による水害や土砂災害を予防する措置をとらせる。 ・本条例により許可された発電事業で事故が起き住民へ被害が出た時は、事業所及び松江市が責任を持って補償する。 ・日本製のパネルや関係機器等の使用を義務付ける。また、使用パネルの含有物質について情報公開を義務付ける。 <p>最後に、シリコン製太陽光パネルは終わりの時に来ています。しばらくは在庫処理が日本へ流れますが、これからはペロブスカイト太陽電池の時代に入ります。また、ブルーアンモニアも活用されると思われます。世界の正しい動きをキャッチし松江市が独自の方法で自然環境と景観を守りつつ、次世代の再エネを推進する方向へ切り替えて下さると期待しています。</p> <p>このパブリックコメント募集は市報にさえ掲載されず広報が不十分でしたので、第二回パブリックコメント募集はもちろん、草案ができた時は、必ず再度意見募集をして下さい。また、今回のパブリックコメントは公開して下さい。</p>	松江市としても、再生可能エネルギーに関する最新の動向を注視し、適切な設備の導入等を検討してまいります。また、この度のパブリックコメントの結果につきましては、松江市ホームページ等において公開いたします。
151	その他	住民の反対があれば建てられないなどの住民目線の言葉がどこにもありません。	6事業者の責務①にありますとおり、発電事業を行うにあたっては、地域住民等との良好な関係の保持に努めていただくことが必要と考えております。

No.	項目	いただいたご意見	回答
152	その他	この条例の骨子をみると「メガソーラー建てたい条例」にしか見えません。自然エネルギーは風任せ、天候任せの不安定な電力のため、一定の発電量を保つため（停電になるので）、火力発電等で併走運転しなければならないので、コスト高になります。高くなった電気料金に約3.5%の再生エネルギー賦課金という電気税金が取られます。そのうえに消費税も取られます。高い電気代は、私たちの生活で消費するすべてにかかってくるので物価も高くなります。中国に利することはあっても、松江市にとっては百害あって一利なしの事業です。本当にやめて欲しいです。	ご意見として承ります。
153	その他	一般市民は、本件が大変市民生活に大きな影響を与える事は理解していますが、かかる技術的な事についての知識が充分ではありません。したがって、このような市民生活に大きな影響を与える案件については、先進事例、他地域の事例などを参考として示し、市民が適正な判断ができるようにしていただきたいと考えます。	ご意見として承ります。
154	その他	松江市再生可能エネルギービジョンの基本方針Ⅰには「市民の理解促進」とうたわれています。とするならば、今回は、市民に「将来にかかわる大切な環境問題を一緒に考えてください」と呼びかける絶好のチャンスなのではないですか。太陽光エネルギーとメガソーラー開発は別物です。太陽光は理科の話で、メガソーラーは企業の儲け話です。松江市の宍道湖や自然、文化を守るために、市民として何をすべきか、水質や土壌汚染のこと、除草剤や電磁波のこと、自分たちはどのように再生可能エネルギーと向き合うか。市民にはちゃんと考える力があります。子どもたちだって考えます。もっと市民を信じてください。松江市の条例です。各公民館で説明会を終えたのち、市議会議員や市民の声を反映した草案を提示し、改めて、パブリックコメントの2次募集をしてください。	ご意見として承ります。
155	その他	太陽光発電所、メガソーラー設置に対して断固反対致します。自然環境への永久的悪影響と住民への健康被害を大いに懸念します。どうぞこの美しい松江を守ってください。それが市政の最大の役目ではございませんか。取り返しのつかない方向へ行きませんように、ここでしっかりとお考えくださいますよう、心よりお願いいたします。	ご意見として承ります。
156	その他	【松江カントリー跡地のことについて】絶対反対です。信頼できない企業体です。転売して責任転嫁されて、約束ごとにされるのが目に見えています。担当者の皆様も、どうぞ目をよく見開いて、将来禍根を残さないよう御検討ください。	ご意見として承ります。
157	その他	「事業者の欠格要件」の追加する。(新規)〈理由〉許可制とする以上、事業者の信頼、健全な事業運営の裏付けとして、事業者の適格性を確認しておく必要があることから、その欠格要件を定めておく必要がある。(例)破産者、禁治産者、刑罰、中毒、暴力団関係など※トンズラ業者の存在から再生エネ事業実績があっても	許可基準の項目内に事業者に暴力団関係者が含まれない等の旨の記載を検討しております。
158	その他	全戸に配布される広報でお知らせをされてから、パブリックコメントを募集してください。この条例(案)は、そもそも比津、法吉、黒田、生馬地区地区以外の松江市及び旧八東郡の住民への周知がなされているのか。思い返せば、今回の条例の話は比津のゴルフ場跡地へのソーラーパネル設置という、地域的には限定された案件でした。そこで、条例という話が持ち上がり(条例策定は当然のことですが)、比津、法吉、生馬、黒田あたりの限定で話が進められました。それを、広報もせずに、一挙拡大して、条例案に対するパブリックを募集しますとは、どういうことでしょうか。ホームページに掲載している？毎月もれなく全戸に配布される広報に掲載するべきではないでしょうか。広報の役目は、と頭を捻ってしまいます。ソーラー設置の話自体は、限定的ですが、条例は市全体の問題です。	この度の条例制定の契機につきましては、現在市内で話題となっている事業を契機としてではなく、全国的に再生可能エネルギー発電設備の導入が拡大する一方で、一部の現場で地域住民へ十分な事業説明が行われておらず、自然環境の悪化や景観への影響が懸念される状況が発生していることから、松江市においても歴史文化・景観・自然環境の保全と再生可能エネルギーの共生をめざし、国の法令やガイドラインを本市の実情に合わせて補充するとともに、松江市の豊かな自然や歴史的景観を守り、再生可能エネルギー事業に対する不安や懸念を払拭することを目的としております。
159	その他	松江市民の生命と財産を守ることを最優先に、この問題全体に取り組んでいただき、条例の策定をお願いいたします。そして、その地域の住民の合意を得た上で事業を進めることです。ただ、そのような文言は条例案には、組み込まれていない気がしますが、いかがでしょうか。つまり、その部分は、そっこのけ、どうしても良いという気さを感じさせます。私の、読みが悪かったら、申し訳ないです。	いただいたご意見を参考に、目的において「生命と財産の保護」について追加を検討いたします。なお、市民の生命と財産を守ることは重要なことであり、災害を特に防止する必要がある区域および財産を特に保護する必要がある区域は、発電事業を実施できない禁止区域として設定することを考えています。
160	その他	条例に盛り込んでほしいこと ・農業等の薬液は一切使用せず、草は手刈りとする。また、草ボーボーにはしない。 ・事故が発生した場合は、責任を持って被害住民への補償を事業者にさせること。 とにかく、この事業は、住民には被害あって一利無しと思います。住民に責任を負わせないでください	ご意見として承ります。
161	その他	美しい松江を返してください。松江城まえに、高層のビルが建設中です。さらに、メガソーラーの乱立。美しい、他に誇れる水都松江はどこに行くのでしょうか？宍道湖七珍も、何珍になったかと言わざるを得ません。街の中は空洞化して、人もまばら。デパートも無くなりました。昔の商店街の真ん中にマンションが立つ姿は、笑えます。田んぼは造成されて、建物建つ。魅力のない松江に変貌しつつあります。市全体の姿が見えませんが、	ご意見として承ります。
162	その他	市民から出たパブリックコメントは、全て公開してください。	今回のパブリックコメント実施要項に記載していましたが、この度のパブリックコメントでいただいたご意見とそのご意見を検討した結果、市の考え方等は、松江市ホームページ等にて公開いたします。
163	その他	比津のソーラーを建設するにしても、来年の末と、市長がおっしゃられたと聞きましたが間違っていないですか？場違いとは思いますが、来年は市の選挙の年です。是非、この問題は今の子供達に、負の遺産を残さないためにも、私たち大人が責任を持って対応しなければならないと思います。選挙の争点として、議論していただきたいです。健康を基本として、暮らしが安定しなければ、どんな妙案も良案も愚策にしかありません。	ご意見として承ります。
164	その他	最初に、再生エネ施設設置は市民生活に重大な影響を与えるので、全市民に周知し、説明会を開いてください。土地の線引きを外す時は各公民館を回りましたが、それ以下とは思えません。	ご意見として承ります。
165	その他	パブコメが市民に周知されていない期間が短い。確かにホームページには掲載されていますが、インターネットを使わない市民や見られない市民への周知はどのようにされたのでしょうか。	ホームページへの掲載のほか、告知放送（お知らせ君）及びマルチテレビ広報「だんだん情報」にて広報を行いました。

No.	項目	いただいたご意見	回答
166	その他	<p>現行では違反がなければ着工できるが住民の合意が必要となっています。しかし、この条例では住民の合意どころか市民に責務を課して反対運動もできにくいようにし、市長の許可で着工ができるようになります。つまりこの条例案は、住民の言論や行動の自由を抑え、再エネを推進するための条例です。市民を守ってくれる条例だと期待したのに大きく期待を裏切られました。市民として非常に残念です。</p>	<p>現行の制度において、資源エネルギー庁が作成した『事業計画策定ガイドライン』においては、地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めることとあり、住民の合意は必要ではありません。</p> <p>また、本条例は再生可能エネルギー発電事業の実施が自然環境、生活環境、景観その他の地域環境に及ぼす影響に鑑み、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関して必要な事項を定めることにより、市民の生命及び財産を保護するとともに、安全で安心な生活環境を保全し、もって地域と調和した再生可能エネルギー発電事業の適正な導入を促すを目的とするものです。</p>
167	その他	<p>この条例は市民の感情を逆撫でします。特に、市長の許可制というのは、市民からすると許可を下ろした市長に怒りが集中します。来年度早々に選挙を控えている中、市長の評価を下ることになってよろしいのでしょうか。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
168	その他	<p>世界情勢からいくと再エネは過去のものになりつつあります。まして、陰の部分をよくご存知でしょうにこのような内容の条例を作ってまで再エネを進め、松江固有の文化・自然等を台無しにし、人権弾圧によって生産されている中国製のソーラーパネルを敷いて、大切な故郷を産業廃棄物の山にしてしまうのでしょうか。市はどこを向いて市政を執っているのですか。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
169	その他	<p>私は松江、島根を愛する一主婦です。二人の子供達も家庭を持ち、松江を愛し生活しております。</p> <p>私は子供を育て、主人を仕事に送り出し、父母の介護をして生活しております。何人の力も無い一主婦ですが…どうぞ私の気持ちをくんで欲しいのです。</p> <p>嫁ぎ先は嫁ヶ島が見えるところです。宍道湖沿いを散歩するのが大好きです。</p> <p>この宍道湖につながる松江カントリー後地が、ソーラーが立ち並び話しが進んでいるそうですがこの開発は安全ですか？</p> <p>島根県開発協議通知書・・は市長の許可で建設できるようになっているではありませんか？条例案では住民の合意は条例に記していないように思いますが、どうでしょうか？これは市民に意見を言わせない！変な条例だと思いますが、いかがでしょうか？</p> <p>開発は松江市民が納得するもので始めて下さい。安心・安全が一番だと思います。</p> <p>急いで開発する必要がありますか？ゆっくりで良いのでは…市民の意見を良く聞いて下さい。</p> <p>私の大好きな松江、島根を守って下さい。この変な条例…考えてもらえないでしょうか…どうか、一主婦の意見ですが、考えてみ下さい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>なお、本条例は再生可能エネルギー発電事業の実施が自然環境、生活環境、景観その他の地域環境に及ぼす影響に鑑み、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関して必要な事項を定めることにより、市民の生命及び財産を保護するとともに、安全で安心な生活環境を保全し、もって地域と調和した再生可能エネルギー発電事業の適正な導入を促すを目的とするものです。</p>
170	その他	<p>開発事業者は、事業価値が最大となった時期において、事業の売却、譲渡等を行うと考えられますが、この際譲渡先事業者の規模・資金力・技術力等についての審査等の基準について定めておく必要があると考えます。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
171	その他	<p>事業区域内には、地すべり・急傾斜地・土砂災害等の指定された防止区域が多数存在しますが、樹木の代木により、水の流れの変化により危険度が増す可能性がある区域ですが、この現状に対する対策の検討を義務付ける必要があると思います。</p> <p>また、市長は、現状のまま指定の変更・解除をする事が無いよう合わせてお願いします。</p>	<p>事前協議もしくは許可申請時の添付書類として、排水に関する書類を提出していただき、排水対策等を確認出来るよう検討しています。</p> <p>禁止区域については、新たに保護する必要があるものが発生した場合は変更し、禁止区域と指定している区域がその根拠となる法令の改正により無くなった場合は解除する可能性があります。</p>
172	その他	<p>現在の太陽光発電事業の状況を見れば、従来のメガソーラーシステムによる発電システムに代わり、近年にシール型ソーラーシステムの普及が想定され、大規模な用地や環境負荷が小さく、既存の建物等が利用できる利点を生かした普及が見込まれ、従来型メガソーラーシステムの衰退は避けられなく考えられます。この際、現在の事業者から、譲渡等された事業者が倒産等により事業の遂行がされなくなった際に、税金が投入されないシステムを構築しておく必要があると感じています。</p> <p>基本的に民間事業であり、税金の投入の必要は無いが、条文案文を見る限り、最終処分として税金が、投入される可能性を感じる。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
173	その他	<p>松江市の山陰中央新報11月20日付掲載の記事は私共が数年前から考慮検討切望していたことと合致し意を強くいたします。</p> <p>今日程太陽光、風力発電に代表される再生可能エネルギーが脚光を浴びる状況は言うまでもありません。</p> <p>一方その良しあしが様々な問題を指摘され脱炭素社会に向けての課題となっています。</p> <p>以下 主なる次のことを強くコメントする。</p> <p>一、再生可能エネルギーの無制限な設置推進</p> <p>一、設置箇所周辺の環境問題</p> <p>一、設置設備の経年劣化 補修問題</p> <p>一、自然災害への対応 地震 台風 水害 災害 土砂崩れ等</p> <p>一、設備管理、運用、アフターフォロー</p> <p>一、外資系資本の危うさ</p> <p>一、技術の進展により新エネルギー代替時の撤去、廃棄問題 その他</p> <p>そこで松江カントリー跡地の太陽光発電施設計画は、全国にも例のない市街地に立地し周辺住民、近隣農業従事者のさまざまな不安があり設置反対中止の署名が数千名に達しています。太陽光パネルトラブル、除草剤による土壌汚染、水質汚染、結果的に宍道湖への影響が懸念されます。</p> <p>したがって当該地域は建設禁止区域とするのが妥当であると考えます。事業者は問題処理をすすめると言うが、松江の豊かな歴史文化や自然環境が保全され、未来永劫安全安心な暮らしが続く事を願っています。将来に禍根を残さない判断を!!</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
174	その他	<p>[重要] 廃棄物の処理について明記すべきだと思います。</p>	<p>「22 事業の廃止」において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づいて適切に処理することとしております。</p>
175	その他	<p>一般的に開発協議は島根県土地利用対策要綱第8条第3項に規定に基づき条例施行前に開始されている。例えばその中で個別法における許可の取得や届け出がなされていたり、住民との協定書が締結されていたりした場合にはそれを尊重し、条例制定時点で新たな要件を付け加えることは避けるべきである。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
176	その他	<p>条例本体とともに「施行規則」、「手引き」などが公布されるかと思われるが、骨子のみでは細則になど関する説明が不足しており、むしろ再度の意見聴取が必要となることは考えられないか？</p>	<p>この度のパブリックコメントについては条例案の骨子をご覧いただき、市民の皆さまからご意見をいただくことで条例制定の参考にさせていただきます。</p>

No.	項目	いただいたご意見	回答
177	その他	再生可能エネルギー発電に関する技術は風力、太陽光などありますが、安定した電力を得ることができず、人体にも影響を与えます。再度、検討していただきたいと思います。	ご意見として承ります。
178	その他	環境エネルギー部の起案条例であることから「事業の誘致」を主目的としていることが見て取れる。確かに再生可能エネルギーの推進は意義あることだが、確実に実行することを義務付けなければならない。当初は赤字経営になると思われるので、万が一それが続くようだと事業者及び土地所有者が無責任に投げ出さないように、事業許可にあたり歯止めを講じておくべきと考える。蛇足だが松江城を見下ろす高層マンションの建築を許可してしまった市のスタンスからもこの条例制定に関して懸念を覚える。	ご意見として承ります。
179	その他	中山間地域の農家は、次世代の担い手と上手く繋がる事が出来ず、水田維持に困っています。せっかくのいい水田が太陽光パネルを設置されていっています。一度太陽光パネルが設置されてしまうと、水田が復活できなくなります。新規就農希望者と、水田維持困難な農家のマッチングを松江市でできませんか？稲作に興味のある若い世代は、実は多く存在しています。美しい里山を守る取り組みを後押しする条例制定を、松江市として検討ください。里山を守ることは、安全な食と水を守ることと直結しています。松江市民の安全な暮らしを守ることであります。八雲町には熊野大社があります。出雲一ノ宮として、古代から祭礼の聖地として大切に守られています。熊野大社以外にも、松江市には歴史的価値の高い寺社仏閣が多数存在しています。これらは信仰の場であるとともに、観光資源です。松江市は国際観光都市ということであるなら、県外国外から多くこられる観光客達がリピートしたくなる環境を維持整備する必要があると思います。観光客が太陽光パネルだらけの地域を見れば、がっかりすることは必至です。歴史的建造物からの一定範囲に建造物を新たに設ける場合の規制はあるべきです。ぜひ、こういった内容を盛り込んだ条例制定をお願いいたします。国際観光都市に相応しく、観光資源を大事にしてください。	ご意見として承ります。
180	その他	松江カントリー跡地のメガソーラー及び、熊野大社第一太陽光発電所建設に断固反対します。島根原発も再稼働されましたし、新しい太陽光や風力発電所は作れば作るだけ再エネ賦課金として市民に負担がかかります。松江らしい風土を台無しにしてしまう発電所は必要ありません。条例には以下のことをお願いします。 ・神社仏閣、観光施設、教育施設、医療介護施設などから10km圏内には再エネ発電所は建設しないでください。災害や事故の際に多くの人が身の危険にさらされます。 ・再エネ発電所建設する際、その規模にかかわらず、事業者は松江市民から広く賛否を聞き、説明会を公開で行うことを義務付けてください。その際には事業者が市民からの問い合わせ窓口を設置させてください。 ・FIT制度の太陽光パネルの廃棄処分料金は、初年度からの積み立てするよう事業者が義務付けてください。 ・事業者との協定書は松江市が締結するようお願いします。	ご意見として承ります。
181	その他	パプコメは期日が来ましたが、まだパプコメ第2段があるのが当然ですよね？松江市全体、または島根県全体にも関わる条例です。生馬や比津で少し説明会したぐらいで、説明義務が終わったと思わないで下さい。条例案の内容、重要性を松江市民全体に知らせる努力をまずすべき。 ●●による松カン跡地の太陽光を、規制できない条例は論外。住宅、小学校、老人施設など近くにあるのにそこを危険区域にしないのは、市が●●と癒着していると思われるも仕方ない。環境エネルギー部の●●は太陽光事業者の●●と利益相反関係なのはバレています。	ご意見として承ります。
182	その他	適格性のある事業者でない事業許可ができないとするための適格基準を設けていただきたい。	施行規則の許可基準において、事業者の適格基準に関する項目を含めること検討いたします。
183	その他	禁止事項を定めているのであれば、罰則がない条例は無いと思う。禁止事項が定められている条例には勧告だけでは担保できない。	本条例案の骨子において罰則は含んでおりませんが、条例に遵守しないときは勧告、勧告に従わない場合は公表を行うこととしておりますので、一定の抑止効果があるものと考えております。また、この度のパブリックコメントでいただいたご意見を参考に、措置命令の追加も検討いたします。
184	その他	適応範囲が松江市全体であるから、説明は全部の地区でやるべき。今後の規制に関わる全体の事、法吉や生馬に関わることでなく、太陽光はどこでも作る事ができる。全地区で説明していただきたい。	ご意見として承ります。